

●アンケート結果から見える今後の課題整理表

第4期伊賀市障がい福祉計画 取組の方向と施策		課題
目標 I. 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる		
基本方針1. 情報提供と相談支援の充実	基本施策(1)障がい者福祉に関する情報提供の充実	●回答した障がい者の年齢構成をみると、65歳以上が6割を超えており、介護・介助者は配偶者が最も多くなっていることから、介護・介助者についても高齢化が進んでいることがうかがえます。 ●介護・介助者に対する心身両面におけるサポートのほか、障がい児の介護・介助者に対する仕事と介護の両立支援が求められています。 ●外出について、交通機関の不便が多く挙げられており、加えて障がい者では、障がい者用の駐車スペースや道路や建物の段差の多さ、障がい児では、コミュニケーションがとりにくいや必要なときに周りの人の助けが得られないといった意見が多くなっています。 ●就労をしていない障がい者は6割を超えており、経済的な支援が重要であることがうかがえます。 ●相談先について、障がい者、障がい児ともに家族・親族が8割弱と最も高い一方で、公的な相談先への相談が低くなっていることから、各種相談機関の更なる周知が求められています。 ●福祉サービスの利用について、障がい児は約9割が利用しているが、障がい者は、3割弱の利用となっており、4割強がサービスを知らないと回答しています。利用していない理由についても、サービス種類や内容、利用方法を知らないという回答が多くなっており、サービスの周知を図る必要があります。
	基本施策(2)包括的な相談支援のしくみづくり	
	基本施策(3)権利擁護に関する支援	
基本方針2. 生活を支援するサービスの推進	基本施策(1)福祉サービス等の充実・質の確保	
	基本施策(2)家族介護者等への支援	
	基本施策(3)住まいの確保	
	基本施策(4)経済的な自立に向けた支援	
	基本施策(5)福祉人材の確保・育成	
基本方針3. 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	基本施策(1)健康づくりへの支援	
	基本施策(2)保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	
	基本施策(3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
目標 II. 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる		
基本方針1. 一生涯を通じた生活支援システムの充実	基本施策(1)発達支援体制の充実・推進	●就労状況に不安や不満を感じている障がい者は3割強となっており、そのうち半数以上が、給料の安さと回答しています。 ●将来の進路について、企業などで一般就労したいと回答した障がい児の割合が3割半ばと最も高くなっていることから、就労移行支援や就労定着支援といったサービスの充実が求められています。
	基本施策(2)自立した地域生活のための支援	
	基本施策(3)高齢になった障がいのある人への支援	
	基本施策(4)地域生活支援拠点の充実	
基本方針2. 早期療育と保育の充実	基本施策(1)障がい児の早期療育の充実	
	基本施策(2)障がい児保育の充実	
基本方針3. 学齢期の子どもの教育・療育の推進	基本施策(1)共生教育を基本とした特別支援教育の充実	
	基本施策(2)放課後や長期休業中の活動の場の確保	
基本方針4. 就労支援の推進	基本施策(1)就労支援ネットワークの強化	
	基本施策(2)企業等における障がい者雇用の推進	
	基本施策(3)福祉的就労の充実	
基本方針5. 社会参加活動の推進	基本施策(1)生涯学習等への参加の推進	
	基本施策(2)当事者活動の充実	
目標 III. だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる		
基本方針1. 市民の理解と協働の推進	基本施策(1)障がいを理由とする差別の解消の推進	●市が力を入れるべき障がい者施策について、経済的支援や障がい児療育、教育の充実が求められています。 ●災害発生時に不安なことについて、情報入手や障がいに配慮した避難所が近所ないことに不安を感じる方が多いことから、避難行動要支援者名簿の適切な活用や福祉避難所の充実を図る必要があります。 ●障がいに起因する差別やいやがらせの経験について、障がい者では3割弱、障がい児では4割強が経験したことがあると回答しています。また、差別を見聞きした市民の割合は3割強となっています。 ●差別やいやがらせを受けた際の相談先として、障がい者、障がい児ともに家族・親族が最も高くなっていますが、次いでだれにも相談することができなかったが高くなっており、適切な相談先につながらず、本人やその家族が悩みを抱え込んでしまっている可能性がうかがえます。 ●障がいに起因する差別やいやがらせについて、差別はあるが、解消は難しいと回答した市民が約半数、差別はあるが大きな問題だとは思わないと差別はないを合わせた割合が約1割となっており、福祉教育等を通して障がいにに関する正しい理解を深めていく必要があります。 ●障がいのある人もない人もともに地域で暮らしていくために必要なことについて、だれもがいられる居場所づくりが求められている一方、近所に障がい者の施設ができることに対して抵抗を感じる市民が一定数おり、特に精神障がい者の施設について、5割弱の市民が抵抗を感じたり建設に反対すると回答しています。 ●6割半ばの市民が障がい福祉について関心があると回答している一方、障害者差別解消法の認知度は3割半ばにとどまっています。
	基本施策(2)障がいのある人を支援する地域福祉活動の推進	
基本方針2. 快適なまちづくりの推進	基本施策(1)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	
	基本施策(2)移動に関する支援	
	基本施策(3)地域共生社会の実現	
基本方針3. 安全・安心なまちづくりの推進	基本施策(1)防災、緊急時の支援の充実	
	基本施策(2)防犯に関する支援	